整理番号	８－３

令和８年度
第４５０回　千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和８年７月30日
１３：３０～１４：５７
千葉労働局１階共用会議室

令和８年度
第 450 回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

１　日時　令和８年７月 30 日（木）　13 時 30 分～14 時 57 分

２　場所　千葉労働局１階共用会議室

３　出席者（委員）

公 益 委 員　伊澤委員、大越委員、大竹委員、小野委員、村上委員
労働者委員　大谷委員、髙野委員、田中委員、戸田委員、中島委員
使用者委員　神田委員、斉藤委員、坂元委員、古山委員、本村委員

４　議題

（１）運営小委員会報告
（２）地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
（３）意見陳述
（４）令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について
（５）最低賃金に関する基礎調査の結果について
（６）千葉県特定最低賃金の決定及び改正の必要性の有無について（諮問）
（７）今後の審議日程等について
（８）その他

５　議事内容

（会長）

お時間になりましたので、ただ今から第 450 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第６条に基づき公開で開催することになりますので、その旨を公示したところ、本日傍聴される方が３名おりますことをご報告します。

また、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

初めに事務局より注意事項をお願いします。

（室長補佐）

傍聴の方への遵守事項のご説明です。

傍聴される方は、事前にご連絡しております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。
特に、パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。
また、写真撮影、録音はご遠慮ください。以上です。

（会長）
では、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

（室長補佐）
本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

（会長）
では、議題（１）「運営小委員会報告」を行います。
運営小委員会は、審議会の議事運営に関する事項を審議するため、第１回本審議会において設置することとしたものです。
運営小委員会規程第 11 条により、運営小委員長を拝命しております私から、７月２日に開催された運営小委員会の審議結果を報告いたします。
まず、審議日程について審議した結果、事務局の日程案のとおり進めることと決定いたしました。
次に、千葉県最低賃金の意見聴取について審議した結果、意見聴取は例年通り、発表者の数は４名程度、実施時間については、１人あたり７～８分を目途とし、第２回審議会である、本日の審議会において実施することといたしました。
次に、特定最低賃金の意見陳述の方法について審議した結果、従来どおり、第１回特別小委員会において意見陳述の場を設けることといたしましたが、委員から他にご提案があれば、審議することといたしました。
次に、専門部会の公開及び議事録の公開については、千葉地方最低賃金審議会専門部会規程に基づき審議した結果、地域別最低賃金専門部会については、第１回目は、公労使の三者が揃い所信表明を行う予定であることから原則通り公開とすることとしました。
また、専門部会の第２回目以降は、公開することにより率直な意見の交換を損なう恐れがあることなどから、非公開とすることとしました。
専門部会の議事録は例年どおり、二者協議部分を除き公開とすることといたしました。
以上が運営小委員会のご報告となります。
申し上げたことについて、何かご意見やご質問はありますか。

《「意見なし」の声》

（会長）
特に意見は無いようですので、ご承知いただけたということで、次の議題に進みます。

（会長）
議題（２）「地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見」について、事務局から説明をお願いします。

（賃金指導官）
ご説明させていただきます。
千葉県最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第 25 条第５項及び同法施行規則第 11 条第１項に基づき、令和８年７月２日付けで意見聴取の公示を行いました。
提出された意見書や要請書などは、その写しを黄色の資料№１としてお配りしておりますのでご覧ください。
お時間の都合、ご意見・要請内容につきましては、後ほどご覧いただくこととしまして、提出された団体名などをご紹介させていただきます。
１ページ目、一般社団法人 千葉県タクシー協会から「最低賃金の改正決定に係る意見について」と題する意見書です。
３ページ目、千葉県 労働組合 連合会から「2026 年度千葉地方最低賃金額 改定の調査審議にあたっての意見」と題する意見書です。
５ページ目、自治労連 千葉県本部　女性部役員一同から「2026 年度 最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書」と題する意見書です。
８ページ目、ちば合同労働組合から「最低賃金の大幅引き上げの答申を求めます」と題する意見書です。
10 ページ目、郵政産業 労働者ユニオン 浦安支部から「意見書」です。
13 ページ目、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会から「最低賃金に関する要望」と題する要請書です。
16 ページ目、千葉県内地区労・ユニオン交流会から「最低賃金の改正に関する意見交換の要請」と題する要請書です。
17 ページ目、千葉県弁護士会から「断続的な最低賃金大幅引上げ及び実効的中小企業等支援を求める会長声明」と題する要請書です。
最後に 19 ページ目、「千葉県の最低賃金を直ちに時給 1,700 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書」として 6,484 筆の署名が千葉県労働組合連合会から提出されています。

これらの原本は会場にお持ちしておりますので、委員の皆様には中身をご覧いただくことができますことをお伝させていただきます。
以上が意見書・要請書等の紹介でございました。

（会長）
ありがとうございます。
資料の 16 ページ目ですが、コピーが一部薄くなっていて文字が薄くなり読みづらい箇所があります。

（賃金指導官）
大変失礼いたしました。印刷が上手くいっていなかったようですので、改めて文字を見やすく印刷したものをお配りさせていただきます。

（会長）
では、ただいま、事務局から意見書などの紹介がありましたが、何かご発言はありますでしょうか。

《「特になし」の声》

（会長）
ありがとうございます。
労側も使側も発言はないということですので、意見書は後ほどゆっくりご覧になっていただければと思います。

（会長）
続いては、議題（３）「意見陳述」に入りたいと思います。
事務局は準備をお願いします。

（賃金指導官）
準備が整いましたので、説明させていただきます。
７月２日に開催しました第 449 回本審議会及び運営小委員会において、陳述の場を設けることについてご了承をいただいておりますので、本日は、各労働組合代表者、２名の方から陳述をしていただきたいと思います。

（会長）
それでは、陳述人の皆様より陳述をいただきます。

陳述人の方は、お時間７分程度でお願いいたします。

（賃金指導官）
それでは、まず初めにコープネットグループ労働組合■様から陳述をお願いします。
なお、お手元に本日陳述人が持参した資料の写しを配布しておりますのでご覧ください。

（千葉県労働組合連合会　コープネットグループ労働組合陳述人）
ご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。ありがとうございます。
私は■と申します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、去年も一昨年も陳述させていただいております。
私たちは生協、普通に言うコープデリで働く職員の集まりである労働組合です。
従業員の約７割がパート労働者などの非正規雇用で働く職場の労働組合です。
格差と貧困をなくすための最低賃金引上げを目指し、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消と、どこでも誰でも８時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金を1,800円以上に今すぐ実現することを目指しております。
2026年度最低賃金改定に当たり、最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法第25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するものです。
しかし、皆様もご存じのように、この間の急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。
追い打ちをかけるように、今年２月から始まった中東の紛争により、原油の流通が滞っていることにも由来して、まだまだ物価が上昇していく不安が続いております。
前から続いている格差と貧困は、より深刻さを増してきています。
ここから私の話になります。
現在の千葉県の最低賃金額では、１日８時間、週５日勤務しても月20万円ほどです。年収にすれば240万円ほどで、とても生活できるものではありません。
私も今年65歳になり、正規職員を定年となり、パートとして働くことになりました。
パートで働くに当たって、世の中の時給はいくらなのかと思い、ネットで検索してみました。そうすると、千葉県の募集では、特別な資格や技能がなければ、時給1,200円ももらえればよい方なのです。
これでは生活できないのではないかということに一番驚きました。
よく考えてみますと、1,200円という賃金で、最低賃金審議会の委員の皆さんも、中央も県も含めて、主たる生計者は念頭に置いていないのだと、1,200円で主たる生計者になれるなんて思っている人はいないということに私も気づきました。
時給で働く人は、生活費の補助なのだと私自身理解することができました。
そういうことなのかと納得した一方で、基本的な考え方が、私たち労働組合を含む働

く者が求めているものとは、大きく違っているのではないかと感じています。
やはり、経営側でしたり、審議会の皆さんとは考えていることが違うんだなということを理解しました。
もし時給が 1,800 円になったとしても、月収 30 万円ほどですので、年収にして 360 万円です。やはりそれでも厳しいなということが分かりました。
これでは、憲法に書かれている健康で文化的な最低限度の生活を保障するにはどうしたらいいのだろう。正社員になりなさい、もっと働きなさいということなのでしょうか。
少しうがった考えをすれば、学生時代に頑張って、きちんとレベルの高い学校や大学などに行き一般的に言う素晴らしい企業に勤める。それが一つなのかなと思います。
あるいは、勉強が苦手な人もいますので、そういう人は手に職をつけて立派な職人になる。そういうことをしていかなければ文化的な生活はできないのだろうかと思います。
私も専門職なので、一般的な時給よりはもう少しいただいていますし、パートになってもいただける立場ですが、そうは言っても、家庭の事情や身体の事情、また、私のように定年後の再雇用などで、弾かれてしまう人もいます。
そんな人も含めて、働く人が気持ちよく生活できる、そういう賃金にしていただきたいと思っています。
今年は中央最低賃金審議会の目安がＡランクで 54 円という目安額として示されましたが、労働者側は 75 円要求したという新聞記事もありました。
引上げが 50 円ということになりますと、昨年の千葉では 60 円台の賃金引上げをしていただきましたので、それよりも低いなということで、千葉県では昨年以上の引上げ額の確保をお願いしたいと思っております。
誰でも生活できる、普通の生活、贅沢ではない普通の生活ができる最低賃金をお願いしたいと思っております。以上です。

（賃金指導官）
ありがとうございました。続きまして、郵政産業労働者ユニオン 浦安支部■様の陳述をお願いいたします。
資料№１の 10 ページ意見書も併せてご覧ください。

（郵政産業労働省委員浦安支部陳述人）
初めに、７月 28 日に発生した熊本地震により亡くなられた皆様に深く哀悼の意をするとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。
今年は、1926 年１月、大正 15 年に逓信省公達 28 号「逓信部内従業員規定」が制定され、東京中央郵便局通常郵便課と小包郵便課で職場建議ができる従業員会が出来て 100 年の年となります。
その前段として、1920 年にベルサイユ条約を経てＩＬＯが設立された後に関東大震

災がありまして、震災復興の中で小包が増大して、居残りの廃止、睡眠付与、増員増給を求めて２時間の怠業をしたことに対し、17 名を逮捕するという問題がありました。

当時は、団体交渉権にも規制があるとともに、８時間労働以降の割増賃金もなかった時代です。

賃金と労働時間、これはセットで考える必要があります。

1928 年には佐多稲子、当時は窪川稲子名義で「キャラメル工場から」が掲載されます。

この年は最低賃金に関して初めてＩＬＯ第 26 号条約と第 30 号勧告が出された年でもありました。

同時に、児童労働に関する条約は日本も批准していたわけですけれども、この小説はＩＬＯに対する我が国のお体裁を描いたものだと理解することができます。

要するに、ここには「家計の補助的労働だから安くていいのか」という問いが含まれています。

それから、濱口産業合理化、1947 年の行政整理、鈴木臨調などを経ます。

さて、７月 23 日のニューヨーク外国為替市場では、円相場が１ドル 163 円 90 銭台まで下落し、約 40 年ぶりの円安水準と言われております。

以前 40 年ほど前には、イラン・イラク戦争やレバノン内戦がありました。また、1981 年の鈴木臨調、1981 年に発効して日本は 1985 年に批准した女性差別撤廃条約、そうした時代を経て、1985 年のプラザ合意を経験しています。

郵政における鈴木臨調は、59.2 輸送合理化、すなわち鉄道輸送からトラックへの拠点間直行輸送、配達一元化への転換点であり、鉄道郵便局に対する静止〒局の深夜労働における仮眠時間などに影響したわけです。

こうした背景がありまして、私たちの先輩たちは、例えば神戸港支部では、59.2 の重要な組合の会議に呼ばれないといった様々な苦労がありました。

1982 年に郵産労、83 年に東京中郵労組、84 年に横中労など今日の郵政ユニオンに繋がるわけです。

さて、職務給という言葉は、濱口産業合理化の時代からあるわけですが、その後に出版された時代背景というのは重要だと思うのですけれども、昭和 52 年、1977 年の郵政事業の給与制度という本があります。

そこでは、職務給的な要素と生活給的な要素の区分について書かれています。

そして、職務給が給与制度の大勢を占める場合には、給与水準は高くなるとされています。

職務給によって賃金が高くなるという議論は、最低限度の生活給という土台があって成り立つものであって、扶養手当や遺族年金があり、家計の補助的労働だから賃金が安くてもよい、新採は社宅か親元から通うから安いという考え方を最低賃金の土台に据えるとその考え方は崩れていくものだと思います。

ですから、最低賃金の問題というのは、本来であれば、女性差別撤廃条約などと共に40年前に十分議論すべき問題であったと思います。

やはり、整合性のある政策が取られなかったことにより、コース別雇用管理で女性の低賃金構造が年金にまで影響してくる、こういう貧困が指摘されるようになったものだと思います。

今年５月６日に、郵政ＯＢであり、四万十川などの小説で知られる笹山久三先生がお亡くなりになりました。私は1989年生まれですので、この辺りの作品を読んで育ったわけです。

日本には農村のほかに山村や漁村があったわけですけれども、現代では親世代の兼業農家ではなくて、賃労働一本で暮らしています。

ですから、お米をもらうこともできない、お米を買わなければ食えないということで大変な時代です。

住むところにしても、貸家と社宅時代から住宅営団の時代を経て、戦後は、住宅金融公庫の時代になります。今日では、郵政に限らず社宅廃止が進んで、親元から通うしかない時代になっています。

欧州とは社会設計が違っていたにもかかわらず、鈴木臨調以降、最低賃金や遺族年金、扶養手当なのか、欧州のような最低保障年金なのかという社会保障もあまり考えられず、底抜けのまま非正規化や限定正社員化に乗じて社宅制度と年功賃金を半分くらい崩壊させたことがこんなことになっています。

この間、郵政の集会で、大分から愛媛大学の夜間コースで学びたいという方のお話を聞きました。

親がお金がないからという理由で、自分で学費を稼がなければならないということで、郵政の深夜労働と昼間の仕事をダブルワークしながら、愛媛大学の夜間コースの学費を稼ぎ、学んでいた方がおられました。

この当時よりもさらに、国立大学の学費値上げが進み、そして正社員であっても職務型雇用といわれる中で、正社員であっても職務給導入と社宅追い出し、扶養手当の廃止や遺族年金の見直しという問題もあります。

一方で、ＮＩＳＡがあるから退職金を削減してもよいのではないかといった議論も見られます。

寮でお金を貯め、退職金を前提に住宅ローンを組むという人生設計も、次第に成り立ちにくくなっているのではないかと思います。

人生設計は、これは正社員であっても成り立たない時代となっていると思います。

そして、女性、男性を問わず、十分な賃金が得られなければ子育てもできないわけです。

低賃金だからこそダブルワークや残業、そして無償の家事労働で補わざるを得ない状況があります。

子どもを育てるにも、世帯収入が必要ですし、最低保障年金がない中で、東京の親は扶養し、世代間で支え合うということが求められているわけですが、これが持続可能な社会なのかと思います。

この種の貧困というのは、社会保障と賃金の両方に起因しているところがあります。

最新の議論においても、家計補助的労働だから賃金が低くてよいなどとは書かれておりませんので、それを突き詰めていけば解決できる問題だと思います。

最低賃金の三要素についても、根拠がなかなか見えにくく、総合的に勘案するという中で、この点が抜けていることが問題ではないかと考えています。

徳島では昨年、徳島地方最低賃金審議会において、徳島大学の学生や徳島県内の中小企業関係者からの意見聴取が実施されたと承知しております。

そのような取組も参考にしながら、中小企業を支える施策と併せて、時給1,500円をぜひ実現していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。以上です。

（賃金指導官）

ありがとうございました。

意見陳述は以上となります。

（会長）

陳述人の皆様、ありがとうございました。

各委員の皆様、陳述内容などについて、お尋ねしたいことがありましたら、発言をお願いします。

《「発言なし」》

（会長）

よろしいでしょうか。

それでは、意見陳述は以上となります。ありがとうございました。

続きまして、議題（４）「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

資料は、黄色の表紙の資料№２でございます。

「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」が綴られております。

これは、７月28日に中央最低賃金審議会から示されたものでございます。

答申の１から３までを読み上げさせていただきます。

「１、令和８年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。２、地方最低賃金審議会における審議に資するため、別紙１「目安に関する公益委員の見解」及び別紙２「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」を地方最低賃金審議会に提示するものとする。３、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において別紙１及び別紙２に示されている公益委員の見解を十分に参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」以上でございます。

続きまして、１枚おめくりいただきますと、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」がございます。

まず、６ページをご覧ください。

令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安でございますが、６ページの表にありますとおり、Ａランクが 54 円、Ｂランクが 56 円、Ｃランクが 56 円と示されております。

ここで、目安に関する小委員会報告の構成について、先にご説明申し上げます。

少し前に戻りまして、１ページから３ページまでは、労使委員見解の詳細が記載されております。

また、３ページ下段の「意見の不一致」に記載のとおり、労使双方の意見が一致しなかったことから、公益委員見解として取りまとめられたものとなっております。

続きまして、４ページ上から４行目の５項以降において、審議の経過等が記載されております。

そして、６ページからは、先ほどご覧いただいた引上げ額の目安が示されております。さらに、６ページ中段以降では、法定三要素それぞれについての審議内容の詳細が説明されております。

具体的には、６ページの「ア」が労働者の生計費、８ページの「イ」が賃金、９ページの「ウ」が通常の事業の賃金支払能力に関する内容となっております。

このように、法定三要素ごとの審議内容について、それぞれ詳細に記載されております。

続きまして、11 ページをご覧ください。

こちらには、各ランクの引上げ額の目安について記されております。

11 ページ下から 10 行目の「この結果」から内容が取りまとめられておりますので、「この結果」と記載されている箇所以降について、ご説明させていただきます。

ここからは小委員会報告の引用となりますが、委員の皆様におかれましては、適宜資料をご参照いただければ幸いです。

なお、お手元の目安に関する小委員会報告の 16 ページ以降には、参考資料としてスライドが添付されております。

まず、参考資料のスライド番号をご確認ください。スライド番号は各ページの右下に

記載されております。
以降の説明では、委員の皆様には該当するスライド番号の資料をご覧いただきながら、私の方で小委員会報告の本文を読み上げる形で説明を進めさせていただきたいと存じます。
まず、労働者の生計費についてです。
消費者物価指数のうち、持家の帰属家賃を除く総合指数は、昨年 10 月から本年 6 月までの平均で 2.1%となっております。
また、頻繁に購入する品目は平均 1.2%、食料は平均 4.3%、基礎的支出項目は平均 2.2%、1 か月に 1 回程度購入する品目は平均 2.3%となっており、引き続き上昇局面にあります。
一方で、その上昇率については前年より鈍化していることを踏まえる必要があるとされております。
次に、賃金の状況についてです。参考資料のスライド 7 をご覧ください。
こちらのスライドは、連合の 2026 春季生活闘争における賃上げ妥結状況を示したものでございます。
賃金につきましては、春季賃上げの回答集計における賃金引上げ率が、全体で 5.01%となっております。資料中、グラフ内の赤枠で囲まれた数値が該当いたします。
また、中小組合においては 4.69%となっており、昨年に引き続き高い水準となっております。
続きまして、スライド 8 をご覧ください。
有期・短時間・契約等労働者の賃上げ状況についてでございますが、時間給の加重平均では 6.18%の引上げとなっており、昨年を上回る水準となったとされております。
また、スライド 9 では、経団連による 2026 年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果が引用されております。
こちらでは、賃金引上げ率が大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%となっており、いずれも高い水準となっております。
さらに、スライド 10 では、日本商工会議所による「中小企業の賃金改定に関する調査」の結果が示されております。
当該調査では、賃上げ率は全体で 4.29%となっており、これらについても昨年に引き続き高水準で推移しているとされております。
また、小委員会報告では、賃金改定状況調査についても触れられております。
この賃金改定状況調査につきましては、委員の皆様にもご確認いただきたいと思います。
黄色の表紙の資料№４をご覧ください。該当箇所は、資料№４の６ページ「第４表①」でございます。
表の左上に「ランク別」とありますが、その下の区分にＡ、Ｂ、Ｃランクが記載され

ております。
　そのうち、賃金上昇率の計欄をご覧いただきますとＡ、Ｂ、Ｃランク計で 3.0%となっております。
　この賃金改定状況調査について、補足してご説明いたします。
　この調査は、常用労働者数 30 人未満規模事業所を対象として実施されている国の調査でございます。
　この調査によりますと、賃金上昇率は 3.0%となっております。
　また、先ほどご覧いただいた表では、千葉県を含むＡランクの賃金上昇率は 2.4%となっており、前年の 2.1%と比較して 0.3 ポイント上昇しております。
　続きまして、小委員会報告の記載でございますが、
　「賃金改定状況調査第４表①及び②における今年の賃金上昇率は 3.0%であり、昨年を上回り、平成 14 年以降で最も高い水準となっている」とされております。
　さらに、この資料の次のページをご覧ください。賃金改定状況調査の８ページに、第４表③が掲載されております。
　第４表①から③までの違いについて申し上げますと、
　第４表①は男女別を対象としたもの、第４表②は一般労働者とパートタイム労働者別のもの、第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者について、令和７年の６月と令和８年の６月のどちらにも在籍していた労働者を対象としたものとなっております。
　この第４表③をご覧いただきますと、Ａランクは 3.0%、全体計で 3.4%と、やはり昨年を上回る水準の引上げであることが示されております。
　以上、小委員会報告において、法定三要素のうち労働者の生計費及び賃金についての説明がございました。
　引き続き、通常の事業の賃金支払能力について説明を申し上げます。
　資料はそのまま、先ほどご覧いただいた賃金改定状況調査の第４表をご参照ください。
　小委員会報告では、「賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等を勘案して賃金改定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥協状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられるとされている。」とされております。
　参考資料のスライド 16 以降に添付されている参考資料をご覧ください。
　まず、スライド 16 をご覧ください。
　こちらには、従業員１人当たりの付加価値額の推移が示されております。
　続きまして、スライド 20 及びスライド 21 をご覧ください。
　これらのスライドでは、企業の売上高経常利益に関するデータが示されており、事業の支払能力を検討する際の参考資料として引用されております。
　こちらの資料によりますと、企業の利益については改善傾向にあることを考慮すべきであるとされております。

続いて、価格転嫁につきまして、参考資料のスライド 24 及び 25 をご覧ください。

こちらは中小企業庁の価格交渉促進月間フォローアップ調査でございます。

この資料を見ますと、依然として価格転嫁により賃上げ原資を確保することが難しい企業が存在すると考えられるとされております。

また、先ほどご覧いただきました賃金改定調査の第４表における 30 人未満の企業の賃金上昇率は全体で 3.0%となっております。

一方で、春季賃上げにおける賃上げ率は５%程度となっております。

小委員会では、この差から、中小・小規模事業者は、賃金支払能力が全体的に低い可能性があると分析されております。

目安小委員会報告書の 12 ページにただ今申し上げたデータについての説明がございますのでご覧ください。

中ほどの「これらを総合的に勘案し」から読み上げさせていただきます。

「これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第１条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、全国加重平均 4.9%、引上額 55 円を基準として検討することが適当であると考えられる。各ランクの目安額については、日本成長戦略等において、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。その上で、賃金改定状況調査結果の第４表①②における賃金上昇率は、ＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっており、第４表③では、Ｃランク、Ｂランク、Ａランクの順に高くなっている。また、第４表①②③における、ＡランクとＢランク、ＡランクとＣランクの差は昨年より拡大している。さらに、雇用情勢としてＢ・Ｃランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Ａランクと比較し、Ｂランクを相対的に高くするととも

に、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54 円、Bランク 56 円、Cランク 56 円とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 83.4%から84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。」ということが記載されております。

続きまして、13 ページ以降は、政府に対する要望が記載されております。

15 ページには、地方最低賃金審議会への期待という記載がございますので、こちらも読み上げさせていただきます。

「目安は、地方最低賃金審議会が審議に進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」という内容が記載されております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

補足といたしまして、例年上映しております中央最低賃金審議会の会長ビデオメッセージでございますが、こちらは後日上映させていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

（会長）

ありがとうございました。

ただ今のところで、発言はありますでしょうか。

《「意見なし」》

（会長）

それでは、続きまして、議題（５）「最低賃金に関する基礎調査の結果について」です。事務局から説明をお願いします。

（賃金指導官）

ご説明させていただきます。

お配りしている黄色いフラットファイルの中の「令和８年度最低賃金に関する基礎調査報告」をご覧ください。

最低賃金に関する基礎調査とは、地方最低賃金審議会の資料を作成するために、県内の中小規模事業所で雇用されている方の賃金額や労働時間などの実態を把握するため、毎年６月から７月の時期にかけて各労働局で実施している一般統計調査のことでござ

います。
表紙をめくっていただくと目次がございます。
目次を見ていただくと、９ページ以降に、全産業及び調査対象産業ごとに総括表（１）と（２）という２種類の総括表が報告書の中に入っていることがわかるかと思います。
これら２種類の総括表は、集計方法がそれぞれ異なっておりまして、総括表（１）は、事業所の規模別、地域別、年齢別に賃金や労働時間を集計した結果を示す表で、総括表（２）は、男女別・年齢別に賃金や労働時間を集計した結果を示す表となっております。
「地域別最低賃金」につきましては、総括表（１）と（２）をそれぞれ「一般」と「パート」、「全て」という区分で就労形態でも分けて作成しておりますので、ややページ数が多くなっております。
続きまして、１、２ページには、調査の概要を記載しております。
調査対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、100 人未満の製造業と情報通信業のうち新聞業と出版業、30 人未満の卸売業、小売業などの産業です。
ただし、特定最低賃金に関する意向表明がなされた産業については、人数に関わらず調査対象としています。
本年度、千葉県では 2,629 事業所を対象に調査を実施しており、最終的に取りまとめをした結果、全体の有効回収数は 1,046 事業所、有効回収率は 39.79%、集計労働数は 13,035 人となっております。
統計調査でございますので、回収したデータにつきましては、母集団の労働者数に復元したうえで、最終的な調査結果を出しています。
３ページの別表１をご覧ください。こちらは、基礎調査対象産業の一覧です。
集計している産業分類の詳細をまとめております。
４ページの別表２は、地域別最低賃金の集計対象の業種を示したものです。
黄色表示されている産業が地域別最低賃金の集計対象となっています。
地域別最低賃金の集計につきましては、もともと地域別最低賃金適用産業の他、特定最低賃金適用産業ではあるものの、現在は地域別最低賃金額が適用されている産業や
特定最低賃金額が適用されている鉄鋼業と電気機械器具製造業関係の産業の労働者であっても清掃や片付け業務などの作業に従事する適用除外者が含まれております。
５ページの別表３は、450 ページ以降に掲載している特定最低賃金の集計を行った産業の一覧です。
次に６ページをご覧ください。
千葉局で作成している基礎調査報告書では、以前より千葉県全体の結果の他、「京葉地区」と「房総地区」に分けて地域ごとの賃金実態についても把握できるようにしています。その区分がわかりやすいように、地図をつけさせていただいております。
地図のオレンジ色で囲んでいる地域を「京葉地区」、それ以外を「房総地区」と設定して集計しておりますので、この後ご説明させていただく総括表を見る際にも参考にし

ていただければと思います。
次の７ページでは、「地域別最低賃金適用全産業の労働者賃金分布」の状況を棒グラフで表しています。
青色のグラフを「一般」、オレンジ色のグラフを「パート」として作成しています。
ここでいう「パート」とは、１日の所定労働時間又は１週の所定労働日数が調査対象事業所における一般的な労働者の所定労働時間や日数より少ない労働者のことを意味しております。こちらを見ると「パート」労働者は、現行の千葉県最低賃金 1,140 円に分布している割合が多いことがわかります。
それでは、総括表の見方とその結果についてご説明させていただきます。
９ページをご覧ください。表の欄外上を見ていただくと、こちらが、総括表（１）、産業：地域別最賃適用全産業、就業形態：全ての表であることがわかります。
縦軸は、１時間当たりの所定内賃金額を示しています。
金額の区切りについて説明させていただくと、現在の千葉県最低賃金額のプラス 100 円となる 1,240 円までを１円区切り、以降 1,299 円までを 10 円区切りとして表を作成しています。
本調査における地域別最低賃金額が適用される全労働者の未満率についてご説明します。
「未満率」とは、最低賃金未満の労働者の割合を示す用語でございます。
現在の千葉県の最低賃金は 1,140 円ですので、一番左の列の「時間当たりの所定内賃金額」の 1,140 円未満となる 1,139 円の行をご覧ください。
1,139 円の右隣に合計欄があり、上段に 16,040、カッコ内赤字で 2.3 と記載されております。
この場合、現行の千葉県最低賃金 1,140 円に達していない労働者の割合、つまり、令和８年度の産業全体の未満率は 2.3%、そして 16,040 人の労働者が千葉県最低賃金未満となっているということがわかります。ご参考までに昨年の未満率は、1.4%となっていました。
続きまして、影響率について説明させていただきます。
「影響率」とは、最低賃金を改正した後に新しく決まった改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す用語でございます。
「影響率」で、仮のお話をさせていただくと、今回のＡランクの目安額 54 円を現行の千葉県最低賃金から引き上げ、仮に最低賃金を 1,194 円に改正したとします。
この場合、一番左の列の「時間当たりの所定内賃金額」で 1,193 円の行を見ていただくと、影響率は 27.7%であることがわかります。このように、こちらの総括表で様々な角度から金額改正による影響率の推移をご確認いただくことができます。
また、各総括表の最後には、その特性値を載せております。
１６ページにあります地賃・全産業・全ての総括表（１）について説明させていただ

くと、１時間当たりの平均賃金額は、1,642 円となっていますが、賃金額の低いものから高いものへと順番に並べた結果、低い方から見て４分の１の順位に当たる
「第１・４分位数」は、1,178 円という結果になっております。
ただ今ご説明させていただいた総括表につきましては、（１）（２）ともに同じ構造で各産業ごとのものを作成しておりますので、ある特定の産業について確認したい場合には、該当するページをご確認いただければと思います。
簡単ではありますが、黄色いファイルの中の説明は以上となりますが、引き続き、最低賃金に関する基礎調査結果の関係で資料のご説明をさせていただきますと、黄色の資料№６に令和３年度から本年度までの「地域別最低賃金の全産業に係る特性値の推移」をまとめております。
また、同じく黄色の資料№７では、「地域別最低賃金 全産業、就業形態全ての総括表（１）」の労働者数と影響率を抜粋したものをまとめておりますので、影響率のみを速やかに確認したいという場合には、こちらをご覧いただければ、わかりやすいかと思います。
以上で説明を終了します。

（会長）
ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明について、何か公労使ご質問はありますか。

《「質問なし」》

（会長）
質問がないようですので、続いての議題に移りたいと思います。
議題（６）「千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について （諮問）」です。
まず、特定最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いします。

（賃金指導官）
ご説明させていただきます。
黄色の資料№９をご覧ください。
こちらは令和８年度の千葉県における特定最低賃金の申出一覧表です。
昨年同様、本年も総合スーパーマーケットから新設の申出書が提出されております。
同時に、現在千葉県で設定されている７件の特定最低賃金につきましても改正の申出書が提出されております。
提出された申出書につきましては、事務局で内容を審査し、手続きに問題はなかったことをご報告いたします。

本日、事務局側の席に申出書の原本をお持ちしておりますので、委員の皆様には閲覧していただくことができます。

次に、こちらの資料の２枚目について説明させていただきます。

「「総合スーパーマーケット」の適用使用者数及び適用労働者数の推算について」と題するものです。

昨年度の審議会でも同様の説明をさせていただいておりますが、

通常、労働団体から意向表明がありますと、事務局にて経済産業省が公表している経済センサス活動調査を根拠として、適用使用者数及び労働者数を推算して、労働団体へ通知しております。

現在の経済センサス-活動調査は令和３年調査のもので、旧産業分類では「I561 百貨店，総合スーパー」となっており、新産業分類による総合スーパーマーケット単体の推算ができません。

このため、推算したセンサスによる旧産業分類「百貨店，総合スーパー」の人数から事務局で把握した「百貨店」の人数を控除して「総合スーパーマーケット」の人数を推算していることを ここでご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

（会長）

ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見はございますか。

《「発言なし」》

（会長）

それでは、続いて、千葉労働局長から千葉県特定最低賃金の必要性審議に係る諮問をお受けしたいと存じます。

《諮問文手交》

（会長）

確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

（賃金指導官）

では、お手元のクリアフォルダの中にある諮問文の写しをご覧ください。

新設と改正２種類の諮問文がございますので順番に読み上げさせていただきます。

千労発基 0730 第１号　令和８年７月 30 日付け

千葉地方最低賃金審議会 会長 村上 典子殿

千葉労働局長 小山　英夫

特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第１項の規定に基づき、別添のとおり総合スーパーマーケット最低賃金に関する決定の申出があったので、同法第２１条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、

千労発基 0730 第２号　令和８年７月 30 日付け

千葉地方最低賃金審議会 会長 村上典子殿

千葉労働局長　小山　英夫

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第１項の規定に基づき、別添のとおり下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第２１条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

１　千葉県調味料)製造業最低賃金

（平成２０年千葉労働局 最低賃金公示 第２号）

２　千葉県鉄鋼業最低賃金

（平成２０年千葉労働局 最低賃金公示 第７号）

３　千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金

（平成２０年千葉労働局 最低賃金公示 第４号）

４　千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

（平成２０年千葉労働局 最低賃金公示 第３号）

５　千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同 部分品製造業、眼鏡製造業 最低賃金

（平成２０年千葉労働局 最低賃金公示 第５号）

６　千葉県各種商品小売業最低賃金

（平成２０年千葉労働局 最低賃金公示 第８号）

７　千葉県自動車（新車）小売業最低賃金

（平成２０年千葉労働局 最低賃金公示 第６号）

以上でございます。

（会長）

ただいま、労働局長から諮問を受けました。

予定では、週明けの８月３日月曜日に予定されています、第１回特別小委員会におい

て、特定最賃の新設・改正の必要性の審議に入ることになっております。
なお、特定最低賃金の必要性審議に係る意見陳述については、第１回特別小委員会で実施することとしておりますが、よろしいですか。
他に何かご提案はございますか。

《「意見なし」の声》

（会長）
続いて、第１回特別小委員会の陳述人について、労働者側からご説明をお願いします。

（労働者側委員）
第１回特別小委員会の意見陳述人について報告をさせていただきます。
意見陳述は、３人を予定しております。
陳述と書面の提出について、説明いたします。
まず、調味料製造業につきましては、フード連合から意見書の提出があります。
一般機械器具製造業関係については、ＪＡＭ東京千葉の■氏が意見陳述を行います。
精密機械器具製造業関係についてもＪＡＭ東京千葉の■氏が陳述いたします。
電気機械機器製造業については、電気連合から書面が提出されます。
自動車新車小売業は、自動車総連の■氏が意見陳述いたします。
各種商品小売業は、ＵＡゼンセン千葉県支部の■氏、新設の総合スーパーマーケットもＵＡゼンセン■氏が意見陳述を行うということでお願いいたします。
以上です。

（会長）
ありがとうございました。
使用者側はいかがでしょうか。

（使用者側委員）
陳述はありません。

（会長）
では、労側は中島委員のご説明のとおり、第１回特別小委員会によって意見陳述を行っていただくことといたします。

（会長）
続きまして、議題（７）「今後の審議日程等について」事務局から説明をお願いしま

す。
（賃金室長）
審議日程は、７月２日の第１回本審議会資料の中の黄色い表紙の資料№３の千葉地方最低賃金審議会日程案をご覧ください。
本日、目安について伝達いたしましたので、こちらの日程案の左側のＡ案にて進めることとなります。当面の予定としましては、
本日、本審終了後、第１回専門部会がございます。
８月３日は午後１時 30 分から第１回特別小委員会、その後、14 時 30 分から県最賃専門部会を８月５日までの間、数回予定しております。
第３回目の本審議会を８月５日に予定しております。
また、予備日程は８月７日となっております。
以上でございます。

（会長）
ただいま事務局から説明のありました審議日程について
なにか質問はありますか。

《「特になし」》

（会長）
続いて議題（８）「事業場視察」について事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）
事務局から報告申し上げます。
お手元の資料番号 13 をご覧ください。
７月 14 日、介護施設において事業場視察を実施いたしました。
１ページ目に概要を記載しております。
労使双方からのヒアリング及び事業場内の視察を実施いたしました。
労使ヒアリングの内容につきましては次ページ以降に記載しておりますが、概要をご紹介いたします。
まず、事業者側からのヒアリングでは、介護業界においては人件費が経費の大きな割合を占めていること、また、生産性向上を目的としたロボットや見守りセンサーの導入については、事業者の経営状況等を踏まえると慎重に検討せざるを得ないとのお話がございました。
また、サービス提供に当たり車両を使用するため、燃料価格高騰の影響を受けていること、社会福祉施設の事業特性上、収入は介護保険制度に基づくものであるため、一般

事業のような価格転嫁が難しい面があるとのお話をいただきました。
　さらに、利用者サービスの観点からも価格転嫁には難しさがあるとのご意見がございました。
　加えて、介護事業者向けの助成制度の拡充を求める声もいただいたところでございます。
　一方、労働者側からのヒアリングでは、最近の物価上昇のペースが速く、最低賃金が引き上げられても生活が楽になった実感がないとの声がございました。
　また、介護業務の内容自体に地域差はないにもかかわらず、都道府県ごとに最低賃金額に差があることに疑問を感じているとの意見もございました。
　また、複数の業務への対応や、業務によっては緊張を強いられるなど厳しい面もあるものの、介護の仕事にはやりがいがあるとの声も聞かれました。
　今回の事業場視察では、事業所のご協力により、労使双方から率直な生の声をお聞かせいただくことができました。
　詳細につきましては、お手元の資料をご覧いただければと存じます。
　以上、簡単ではございますが、事業場視察の報告とさせていただきます。

（会長）
　ありがとうございました。
　私も初めて事業場視察に参加させていただきましたが、大変有意義な機会であったと感じております。
　もう少し時間があれば、さらに詳しくお話を伺いたいところではございましたが、事業所の皆様には業務の合間を縫ってご対応いただいておりますので、長時間のお時間をいただくことは難しい状況であったかと思います。
　それでも、現場の実情や率直なご意見を伺うことができ、大変参考になりました。
　委員の皆様から、何かご質問やご意見はございますか。

　《「特になし」》

（会長）
　続いて議題（９）「その他」です。
　事務局から資料が配布されているので説明いただきます。

（賃金室長）
　では、資料説明にあたり、資料№３をご覧ください。
　労働局長から最低賃金審議会への文書を添付しておりますので、労働局長より読み上げさせていただきます。

（労働局長）
令和８年７月 21 日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６が閣議決定されました。令和８年度千葉県最低賃金額改定について、これらに配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。令和８年７月 30 日千葉労働局長小山英夫
以上でございます。

（賃金室長）
例年の千葉県最低賃金の改正の諮問では、諮問文の中に政府方針を踏まえてご審議いただきたい旨が付記されておりますが、今年は政府方針の発表と審議会の諮問の日程がずれましたので。本審議会においてのお願いとさせていただきました。
続きまして、ただいまの資料の次にございます日本成長戦略についてご説明いたします。
資料全体では非常に分量が多くなっておりますので、本日は最低賃金に関係する部分に絞って事務局からご説明させていただきます。
それでは、66 ページをご覧ください。
66 ページの下から８行目以降、67 ページにかけて、最低賃金に関する記載がございますので、その内容をご紹介いたします。
66 ページの「実質賃金・最低賃金の引上げへの対応」の箇所でございます。
ここでは、2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金上昇率１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇率を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させるとされております。
また、最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成するとされております。
少しページが飛びますが、67 ページの上段では、毎年の最低賃金の引上げ額に関する考え方についても記載されております。
ここでは、毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただく、とされております。
また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされております。
続きまして、日本成長戦略の後に、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」が添付されておりますので、こちらについてもご説明いたします。
11 ページをご覧ください。
中段に「賃上げ環境整備」との項目がございますので、その部分をご紹介いたします。

内容は先ほどご説明した日本成長戦略と同趣旨となりますが、2029年度までの間で、日本経済全体で実質賃金で年１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇率を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させるとされております。

また、最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半のできる限り早期に全国平均 1,500 円を達成するとされております。

その他の事項につきましては、お手元の資料をご確認いただければと存じます。

以上で、政府方針に関する説明を終わります。

引き続き、指導官からの資料説明を申し上げたいと思います。

（賃金指導官）

私からは、黄色の資料一覧の中に入っている資料についてご説明させていただきます。

資料№８をご覧ください。

こちらは、千葉県最低賃金と生活保護の比較になります。

最低賃金法第９条第３項において、「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」という文言が記載されているため、千葉県最低賃金と生活保護を比較するためにこちらの資料を作成しております。

対象年度は、令和６年度分となりますが、生活保護水準 109,528 円に対して、千葉県最低賃金１か月換算額が 154,095 円でございましたので、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っていたことをこの場で報告させていただきます。

次のページには、第２回目安に関する小委員会配布資料の中にありました「各都道府県ごとの生活保護と最低賃金を比較した資料」をつけております。

続きまして、資料№10 をご覧ください。

こちらは、平成 17 年から令和７年までの千葉県最低賃金の引上げ額と目安額の推移を示している資料です。

続きまして、資料№11 をご覧ください。

こちらは、例年、最低賃金の施行後、その年明け１月から２月にかけて、全国の労働基準監督署において実施されております、最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果でございます。

全国と千葉県の実施状況の推移をお示ししています。

令和 7 年度の結果は、千葉県で見ますと 295 事業場のうち、50 事業場、16.9%に最低賃金法違反が見られました。

監督実施事業場の労働者数は 3,356 人で、最低賃金未満が 143 人、その率にして 4.3%という結果でした。

違反事業場の認識についてですが、64.0%は適用される最低賃金額は知っているとこ

ろでしたが、「平均所定労働時間数の誤りや皆勤手当の算入等による計算誤り」が理由で法違反が生じていました。
28.0%は「金額は知らないが最低賃金が適用されることを知っている。」というもので、その理由は、「広報に接する機会がなかったなど、最低賃金の改定を把握していなかった」ということが挙げられていました。
残りの 8.0%がそもそも「最低賃金が適用されることを知らなかった。」というもので、「最低賃金の存在を知らなかった、法令に疎かった」などがその理由でした。
続きまして、資料№12 は、千葉県最低賃金に係る審議会での採決状況、引上げ額、引上げ率、基礎調査の影響率の推移をまとめた資料になります。
以上で、私からの説明を終わらせていただきますが、その他資料につきましては、室長から説明をさせていただきます。

（賃金室長）
それでは、引き続き配付資料について簡単にご説明いたします。
青い表紙の資料をご覧ください。
まず、資料№１「千葉県月例経済報告」でございます。
１ページ目に基調判断が記載されておりますが、総合判断では、「県内経済は、緩やかに持ち直しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」とされております。
なお、本資料は令和８年５月分の報告でございます。
個別項目ごとの判断や、その根拠となる指標等につきましては、後ほど資料をご覧いただければと思います。
続きまして、資料№２をご覧ください。
こちらは総務省公表の「全国消費者物価指数令和８年６月分」でございます。
概況についてのみご説明いたします。
総合指数は、2020 年を 100 とした場合、113.6 となっております。
また、生鮮食品を除く総合指数は 113.1 となっております。
物価につきましては引き続き上昇傾向が続いており、最低賃金審議においてもご参考ください。
詳細につきましては、後ほど資料をご確認いただければと存じます。
続きまして、資料№３をご覧ください。
こちらは、「2020 年基準 千葉市消費者物価指数の動向（令和８年５月分）」でございます。
まず、結果の概要についてご説明いたします。
令和８年５月の千葉市消費者物価指数は、総合指数が 112.3 となっております。
こちらは、2020 年を 100 とした指数でございます。
前月比では 0.4%の上昇、前年同月比では 1.5%の上昇となっております。

また、生鮮食品を除く総合指数は111.9となっており、前月比では0.5%の上昇、前年同月比では1.4%の上昇となっております。

いずれの指数につきましても、引き続き物価上昇の傾向が見られる状況となっております。

詳細につきましては、後ほど資料をご確認いただければと存じます。

続きまして、資料№４をご覧ください。

「千葉県鉱工業指数月報」でございます。

概要のみご説明いたしますと、見出しにありますとおり、生産指数は前月比マイナス1.9%となり、３か月連続の低下とされております。

詳細につきましては、後ほど資料をご確認いただければと存じます。

続きまして、資料№５をご覧ください。

こちらは「千葉県の主要経済指標（令和８年６月分）」でございます。

第１回本審議会において配付いたしました資料の更新版が公表されましたので、今回配付させていただいております。

細かな数値の説明は割愛させていただきますが、千葉県の主要な経済指標が一覧で整理されておりますので、今後の審議に当たっての参考資料としてご活用いただければと存じます。

続きまして、資料№６をご覧ください。

こちらは、千葉労働局が公表しております「最近の雇用失業情勢　令和８年５月分」でございます。

資料の概況欄には、県内の雇用失業情勢は、緩やかに持ち直しているものの、動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると記載されております。

詳細な指標や内訳につきましては、後ほど資料をご確認いただければと存じます。

続きまして、資料№７をご覧ください。

こちらは、厚生労働省の各種支援施策に関する資料でございます。

１枚目は各種支援施策を取りまとめた案内資料、２枚目は業務改善助成金のご案内となっております。

今年度の業務改善助成金につきましては、事業場内最低賃金を 50 円以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成する制度となっております。

続きまして、資料№８をご覧ください。

こちらには、中央最低賃金審議会及び目安に関する小委員会の資料を参考として添付しております。

必要に応じてご参照いただければと存じます。

続きまして、緑色の表紙の資料をご覧ください。

資料は２種類ございます。
まず１点目は、連合の春季生活闘争最終回答集計結果でございます。
こちらにつきましては、先ほど目安に関する小委員会報告の説明の中でご紹介しておりますので、説明は省略させていただきますが、審議の際の参考資料としてご活用いただければと思います。
続きまして、２点目の資料は、全国中小企業団体中央会による月次景況調査でございます。
令和８年６月末現在の景況についてまとめられた資料でございますが、６月の景況ＤＩは中東情勢の緊張緩和期待により小幅改善となっております。一方で、分析結果によりますと、製造業、非製造業ともに、物価上昇に対する価格転嫁に苦慮する企業が多く見られること先行きについては、引き続き不透明な状況にあることが指摘されております。
中小企業を取り巻く経営環境について理解する上で参考となる資料ですので、後ほどご確認いただければと存じます。
最後に、参考資料として「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」を配付しております。
千葉県の消費者物価指数のうち、持家の帰属家賃を除く総合指数につきましては、昨年 10 月から本年６月までの平均で 2.1%上昇しております。
また、食料品につきましては、同期間の平均で 4.6%の上昇となっております。
物価動向を把握するための参考資料として配付しておりますので、審議の際にご参照いただければと存じます。
以上で、資料の説明は終了となります。

（会長）
ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等はございますか。

（公益側委員）
これだけの資料を整えていただきありがとうございます。
黄色資料№10 について、今後の議論ですごく重要なデータになりますので、指摘させていただきます。千葉県最低賃金引き上げ額と目安額の関係で一番下の欄が令和７年の引上げ額が 114 円となっていますが、64 円が正しい金額だと思いますので、こちらは修正していただきたいと思います。議論で活用するデータになると思いますので、よろしくお願いします。

（賃金指導官）
ご指摘ありがとうございます。
速やかに修正のうえ、次回配布させていただきたいと存じます。

（会長）
ありがとうございました。他に何かお気づきの点やご審議したいことはありますでしょうか。

《「特になし」》

（会長）
それでは、長時間になりましたが、これをもちまして本審議会は閉会とさせていただきます。
皆様、お疲れ様でした、本日はありがとうございました。